

ディベートで学ぶ税金入門 (消費税)

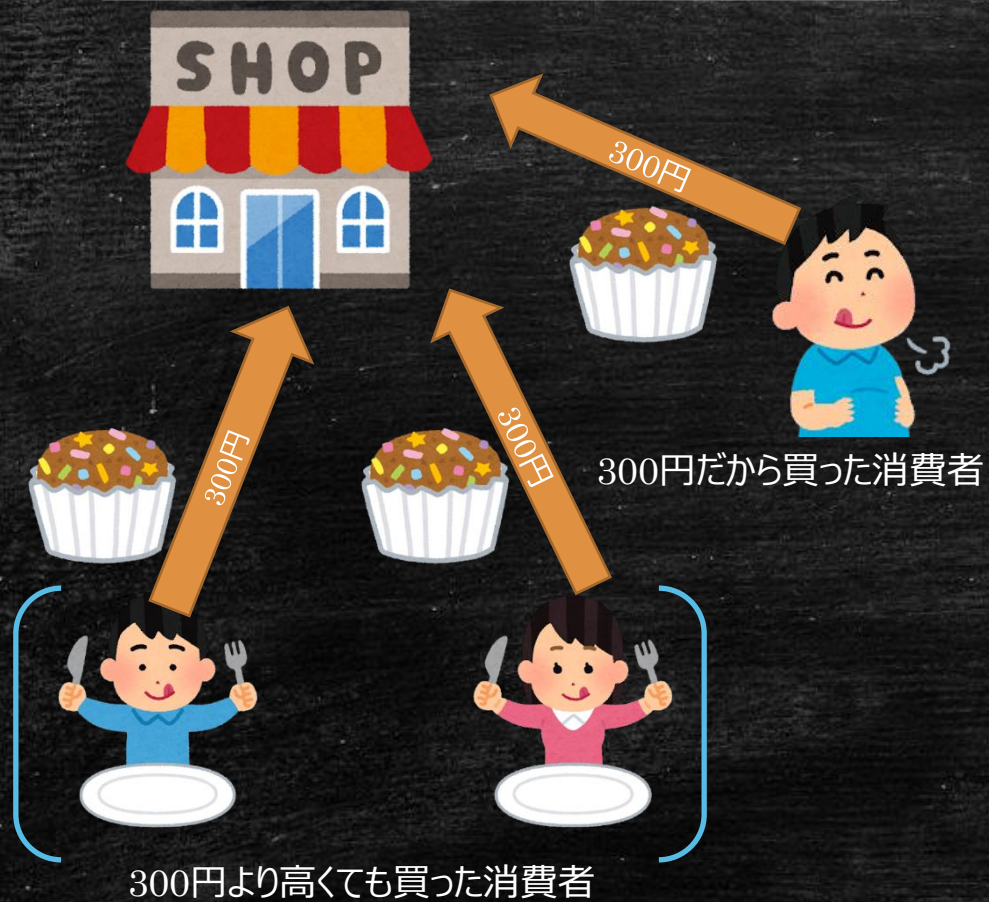
岡山大学法学部 小塚真啓

おしながき（全体）

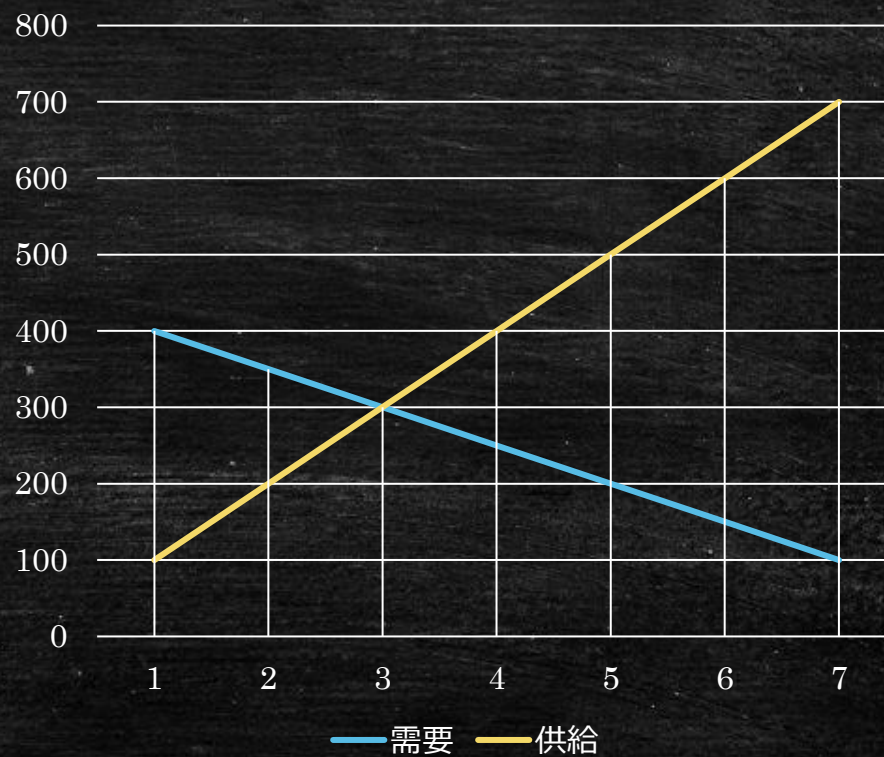
- 消費者を消費税を支払ってないって、ホント？（pp.76-81）
- 軽減税率の功罪（pp.82-86）
- 補論

消費に税金をかけるってどういうこと？（1）

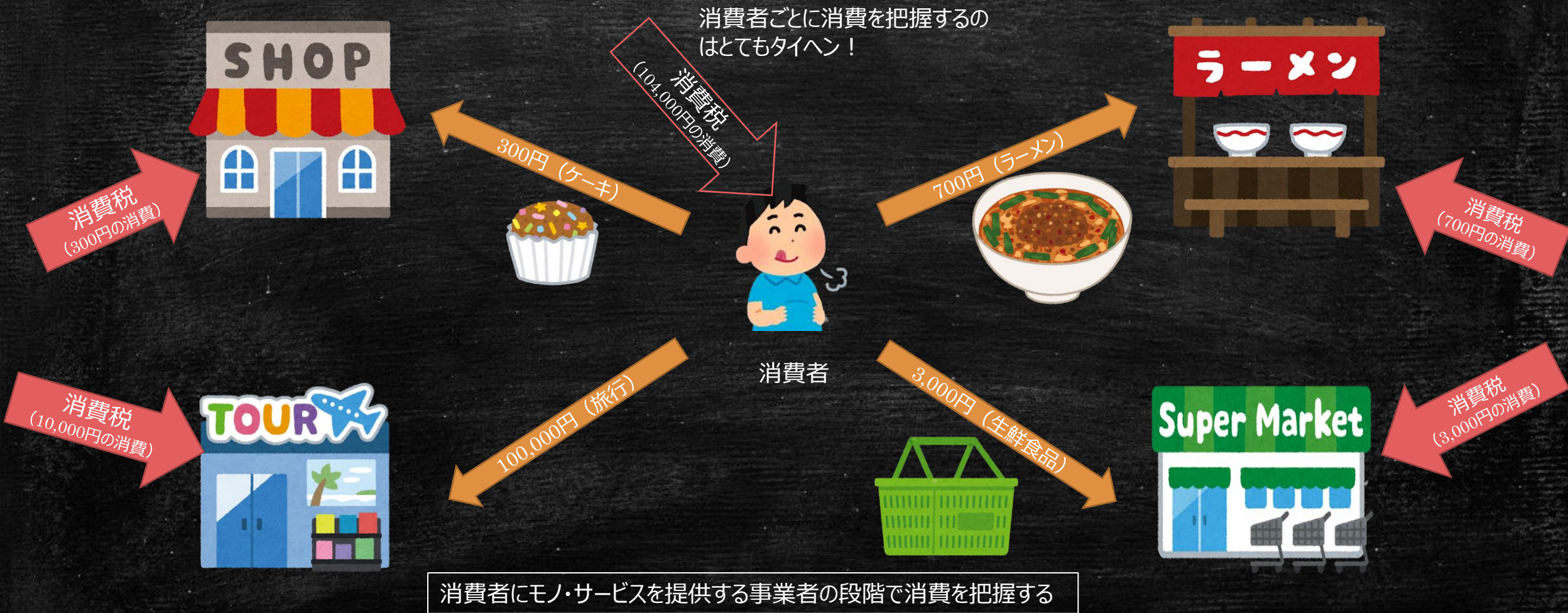
どの消費者も300円の消費をしたものとして税を課す



需要供給曲線



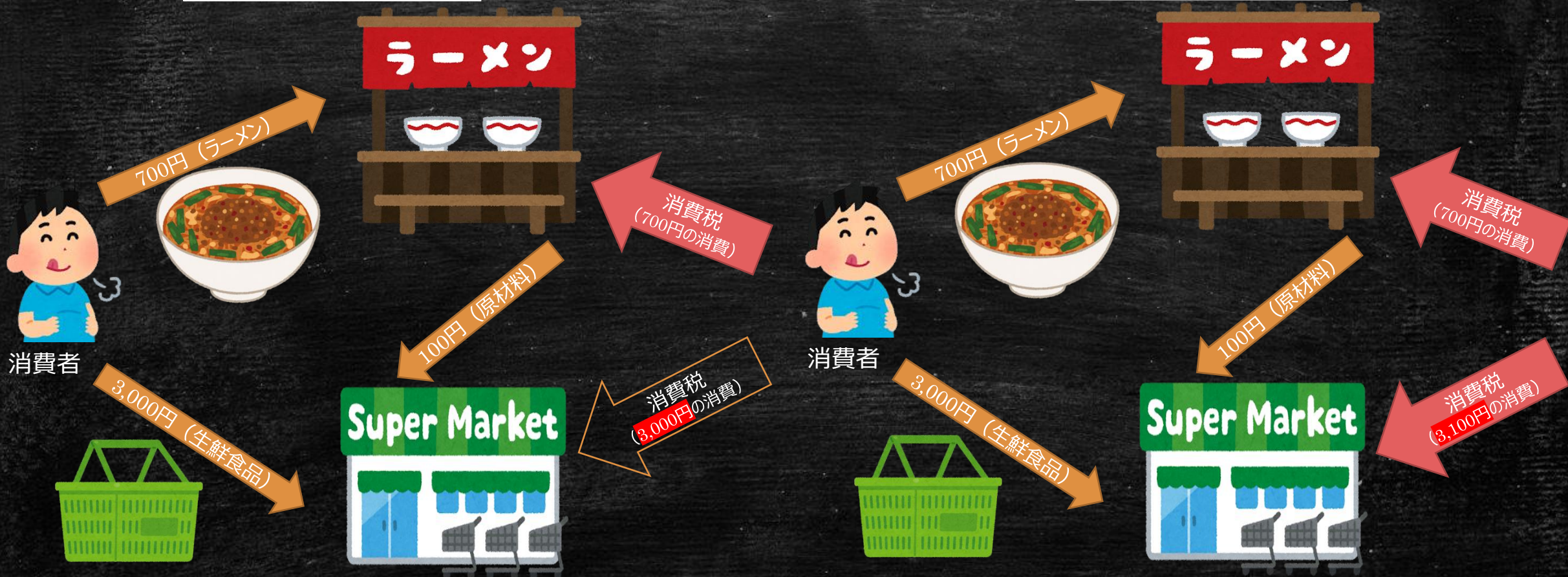
消費に税金をかけるってどういうこと？（２）



小売売上税・取引高税

小売業者のみを対象とする

すべての事業を対象とする



主に事業者向けに販売する事業者

取引高税における税の累積

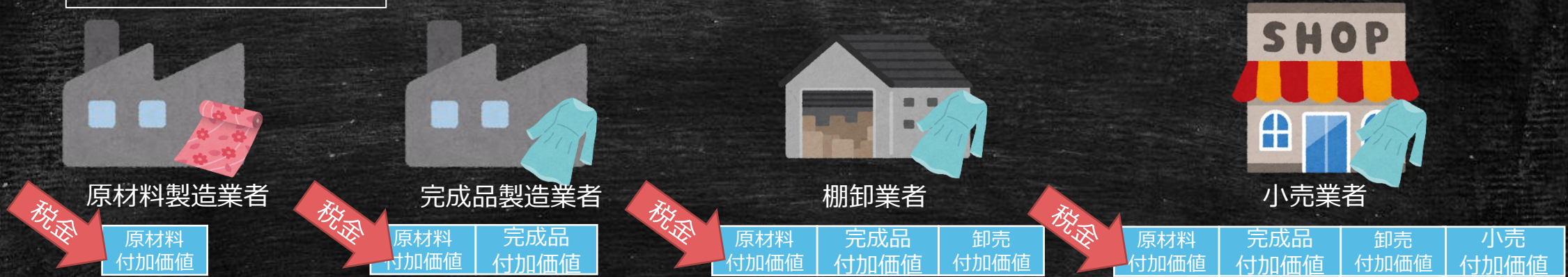
	原材料製造	完成品製造	卸売	小売
税込価格	¥22,000	¥57,200	¥84,920	¥126,412
利益等	¥20,000	¥30,000	¥20,000	¥30,000
仕入れ	¥0	¥22,000	¥57,200	¥84,920
税額	¥2,000	¥5,200	¥7,720	¥11,492
課税後利益	¥20,000	¥30,000	¥20,000	¥30,000

取引高税の税率は10パーセント

	原材料製造	完成品製造	卸売	小売
原材料製造 付加価値 (税込)	¥20,000	¥22,000	¥24,200	¥26,620
税額	¥2,000	¥2,200	¥2,420	¥2,662
完成品製造 付加価値 (税込)		¥30,000	¥33,000	¥36,300
税額		¥3,000	¥3,300	¥3,630
卸売 付加価値 (税込)			¥20,000	¥22,000
税額			¥2,000	¥2,200
小売 付加価値 (税込)				¥30,000
税額				¥3,000
総計	¥22,000	¥57,200	¥84,920	¥126,412

取引高税がもたらす歪み-垂直統合の誘因

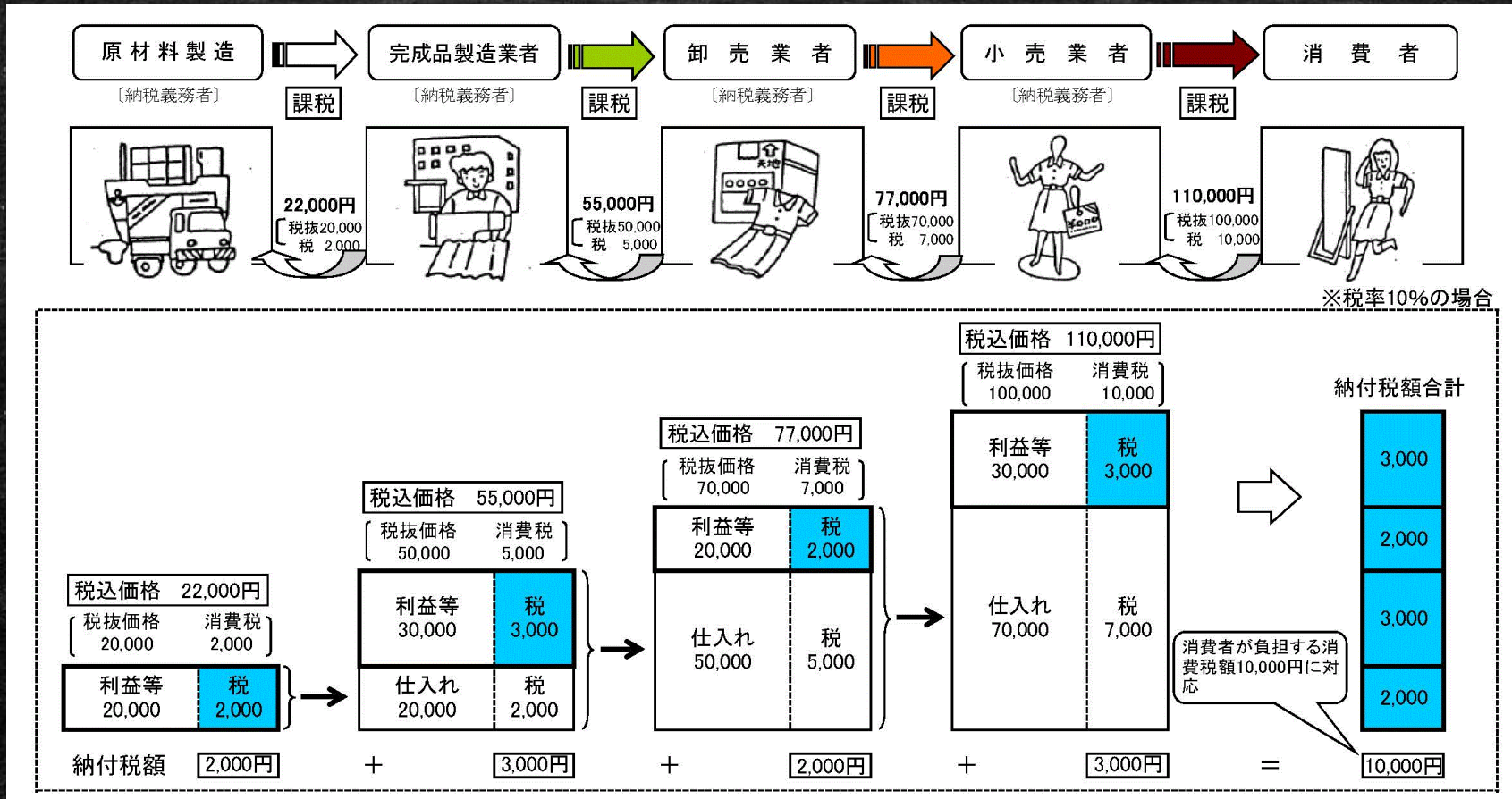
それぞれ独立の企業の場合



垂直統合された企業の場合



消費税の課税方法



仕入税額控除による税の累積の解消

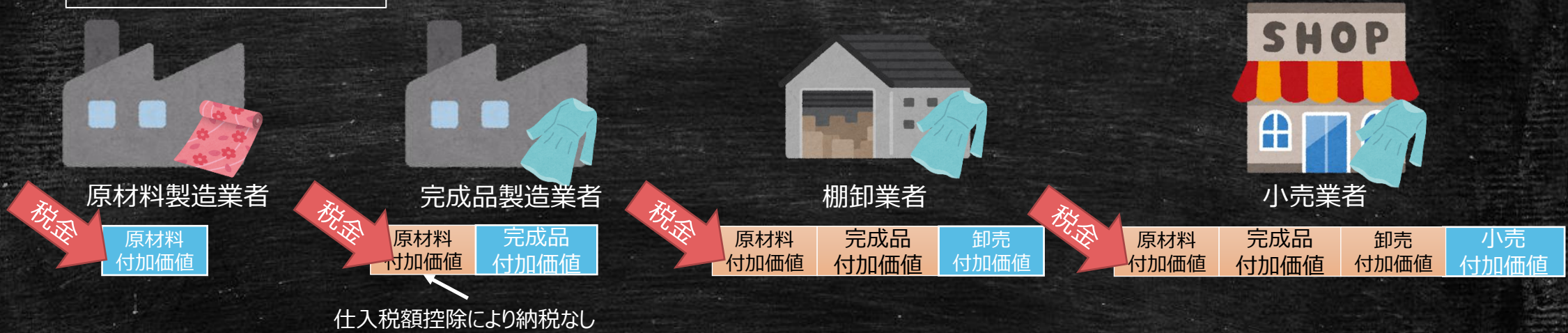
	原材料製造	完成品製造	卸売	小売
税込価格	¥22,000	¥55,000	¥77,000	¥110,000
利益等	¥20,000	¥30,000	¥20,000	¥30,000
仕入れ	¥0	¥22,000	¥55,000	¥77,000
仕入 税額控除	¥0	¥2,000	¥5,000	¥7,000
税額	¥2,000	¥3,000	¥2,000	¥3,000
課税後利益	¥20,000	¥30,000	¥20,000	¥30,000

付加価値税の税率は10パーセント

	原材料製造	完成品製造	卸売	小売
原材料製造 付加価値 (税込)	¥20,000	¥22,000	¥22,000	¥22,000
税額	¥2,000	¥0	¥0	¥0
完成品製造 付加価値 (税込)		¥30,000	¥33,000	¥33,000
税額		¥3,000	¥0	¥0
卸売 付加価値 (税込)			¥20,000	¥22,000
税額			¥2,000	¥0
小売 付加価値 (税込)				¥30,000
税額				¥3,000
総計	¥22,000	¥55,000	¥77,000	¥110,000

仕入税額控除を持つ消費税の中立性

それぞれ独立の企業の場合



垂直統合された企業の場合



消費税は誰が負担するのか？

増税分を消費者が負担

	原材料製造	完成品製造	卸売	小売
税抜価格	¥20,000	¥50,000	¥70,000	¥100,000
税込価格	¥24,000	¥60,000	¥84,000	¥120,000
利益等	¥20,000	¥30,000	¥20,000	¥30,000
仕入れ	¥0	¥24,000	¥60,000	¥84,000
仕入 税額控除	¥0	¥4,000	¥10,000	¥14,000
税額	¥4,000	¥6,000	¥4,000	¥6,000
課税後利益	¥20,000	¥30,000	¥20,000	¥30,000

付加価値税の税率は20パーセント

増税分を小売業者が負担

	原材料製造	完成品製造	卸売	小売
税抜価格	¥20,000	¥50,000	¥70,000	¥91,667
税込価格	¥24,000	¥60,000	¥84,000	¥110,000
利益等	¥20,000	¥30,000	¥20,000	¥21,667
仕入れ	¥0	¥24,000	¥60,000	¥84,000
仕入 税額控除	¥0	¥4,000	¥10,000	¥14,000
税額	¥4,000	¥6,000	¥4,000	¥4,333
課税後利益	¥20,000	¥30,000	¥20,000	¥21,667

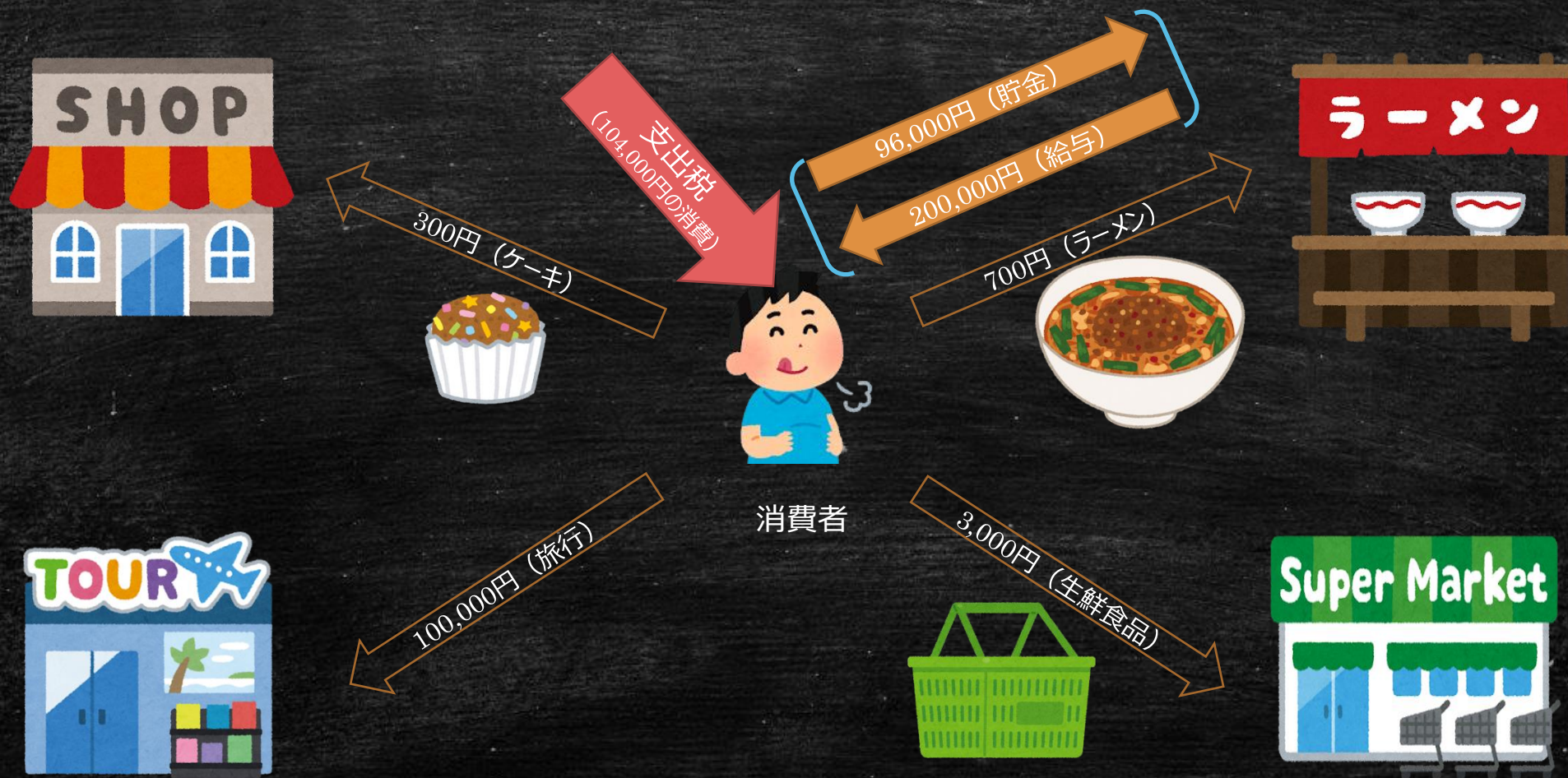
付加価値税の税率は20パーセント

値下げにより
税込価格を維持

利益や給与など
がその分減少

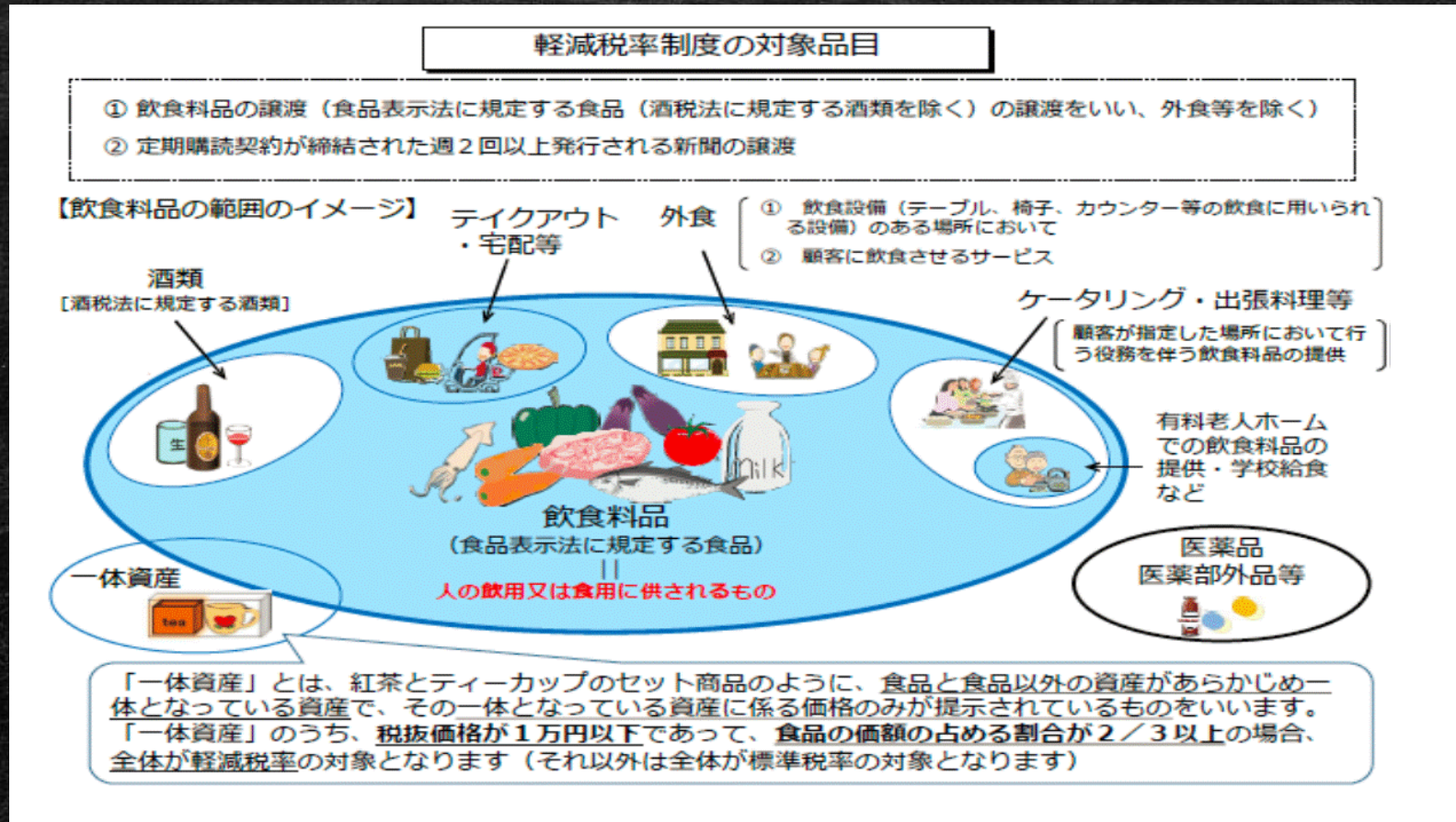
消費税の転嫁は
生じている！

個人に対する直接の消費課税 – 支出税



個人が受け取ったお金から貯蓄・投資に支払ったお金を控除して消費額を計算する

軽減税率の適用範囲（1）



軽減税率の適用範囲（2）

「外食等」の範囲

軽減税率制度の適用対象外となる「外食等」は、以下のもの。

1. 外食：以下の要件を満たすもの

- ① 飲食設備（テーブル、椅子、カウンター等の飲食に用いられる設備）のある場所において（場所要件）
- ② 顧客に飲食させるサービス（サービス要件）

2. ケータリング・出張料理等：顧客が指定した場所で、顧客に飲食させるサービス

※ ただし、有料老人ホームでの飲食料品の提供や学校給食等は、生活を営む場所において他の形態で食事をとることが困難と考えられることから、「ケータリング・出張料理等」から除く。

軽減税率（「外食等」に当たらない）

牛丼屋・ハンバーガー店のテイクアウト

そば屋の出前

ピザ屋の宅配

屋台での飲食料品の持ち帰り販売

寿司屋の「お土産」

コンビニ等の弁当・惣菜等の持ち帰り販売

（注）飲食設備がある場合には、顧客に対して飲食設備での飲食か、持ち帰りか、意思確認をするなどして、軽減税率の適用対象となるかを判定する。

有料老人ホームでの飲食料品の提供や学校給食等

標準税率（「外食等」に当たる）

1. 外食

牛丼屋・ハンバーガー店での「店内飲食」

そば屋の「店内飲食」

ピザ屋の「店内飲食」

フードコートでの飲食

寿司屋での「店内飲食」

コンビニ等のイートインコーナーでの飲食

2. ケータリング・出張料理等

イメージ：[財務省Webページ](#)

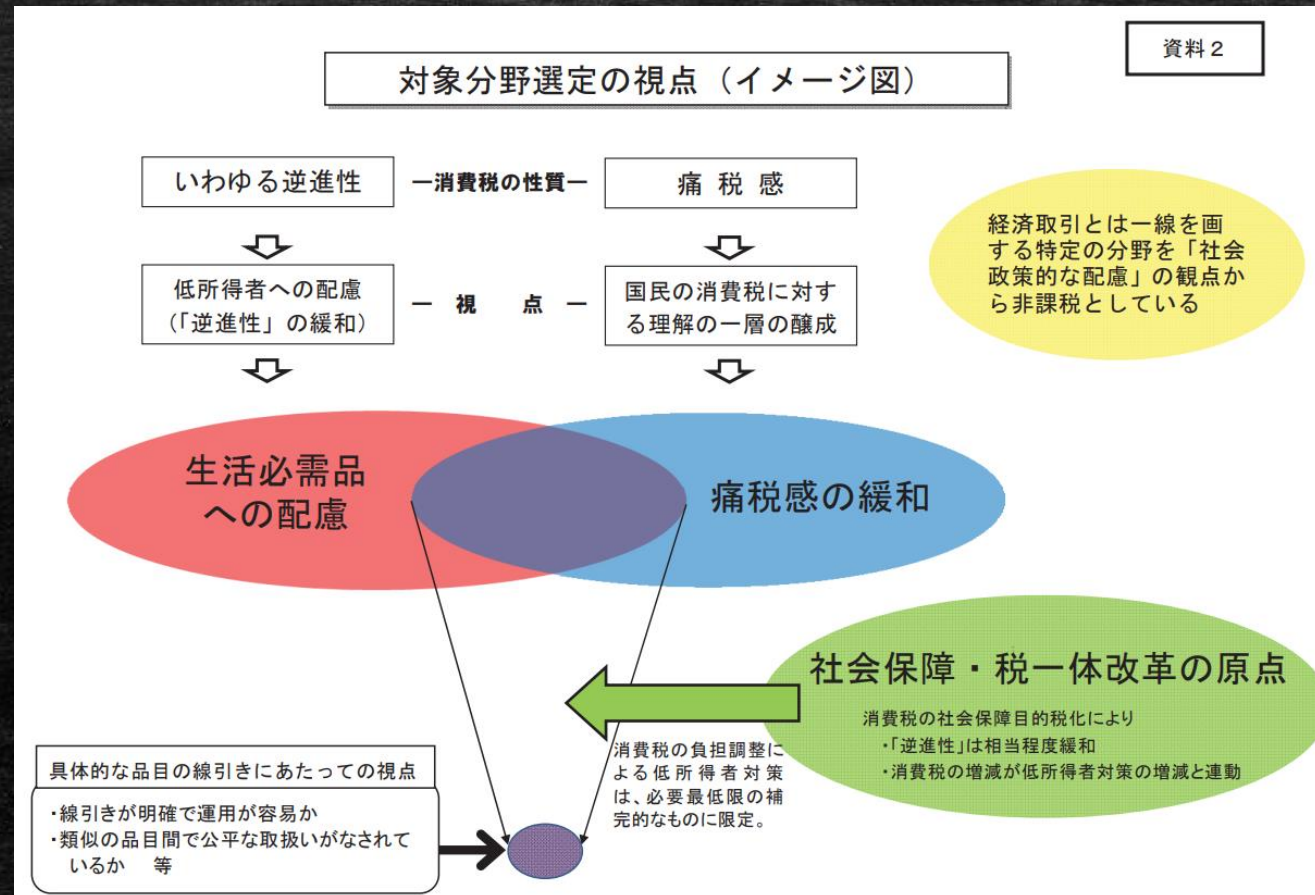
イートイン“脱税”

お客様へ
店内飲食の場合はその旨を
お申し出ください

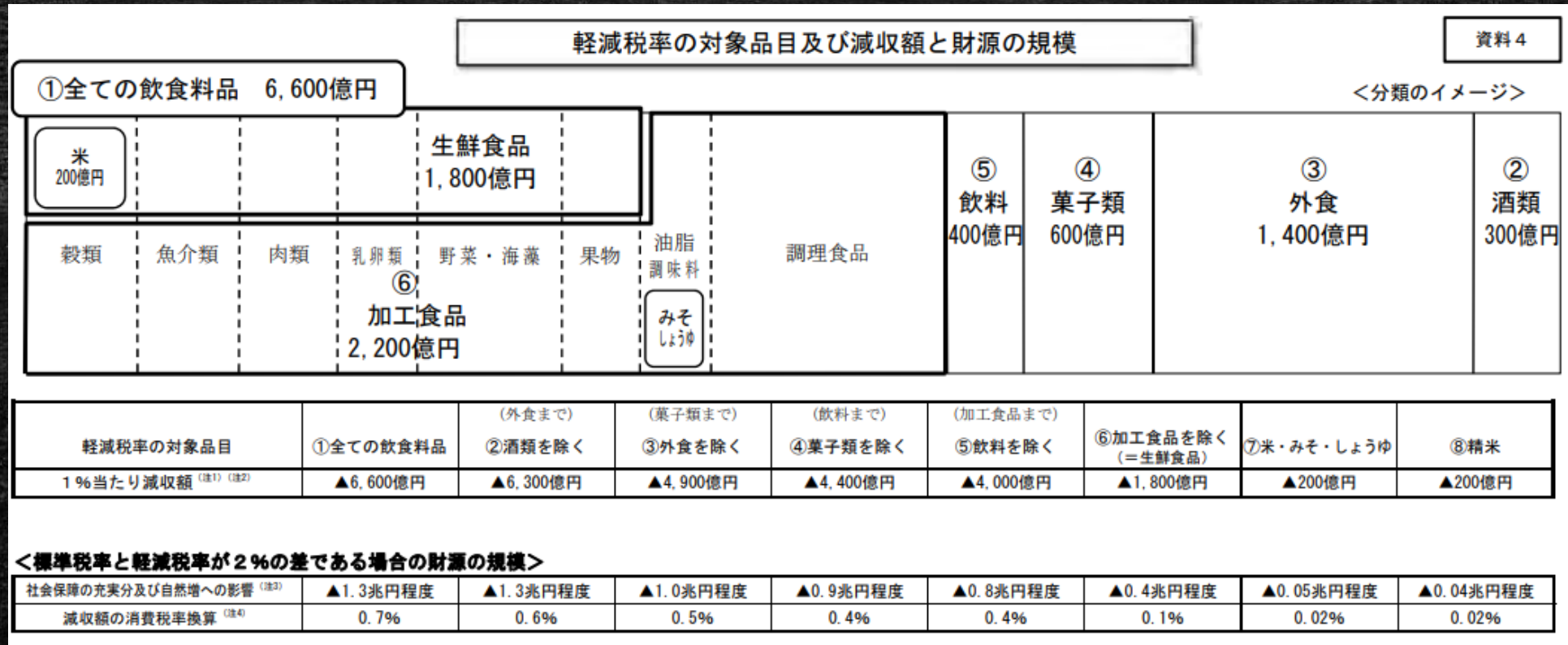


	店内飲食の申し出	軽減税率
Aさん	あり	なし
Bさん	なし	あり
Cさん	なし	あり
Dさん	あり	なし

軽減税率導入の背景（1）

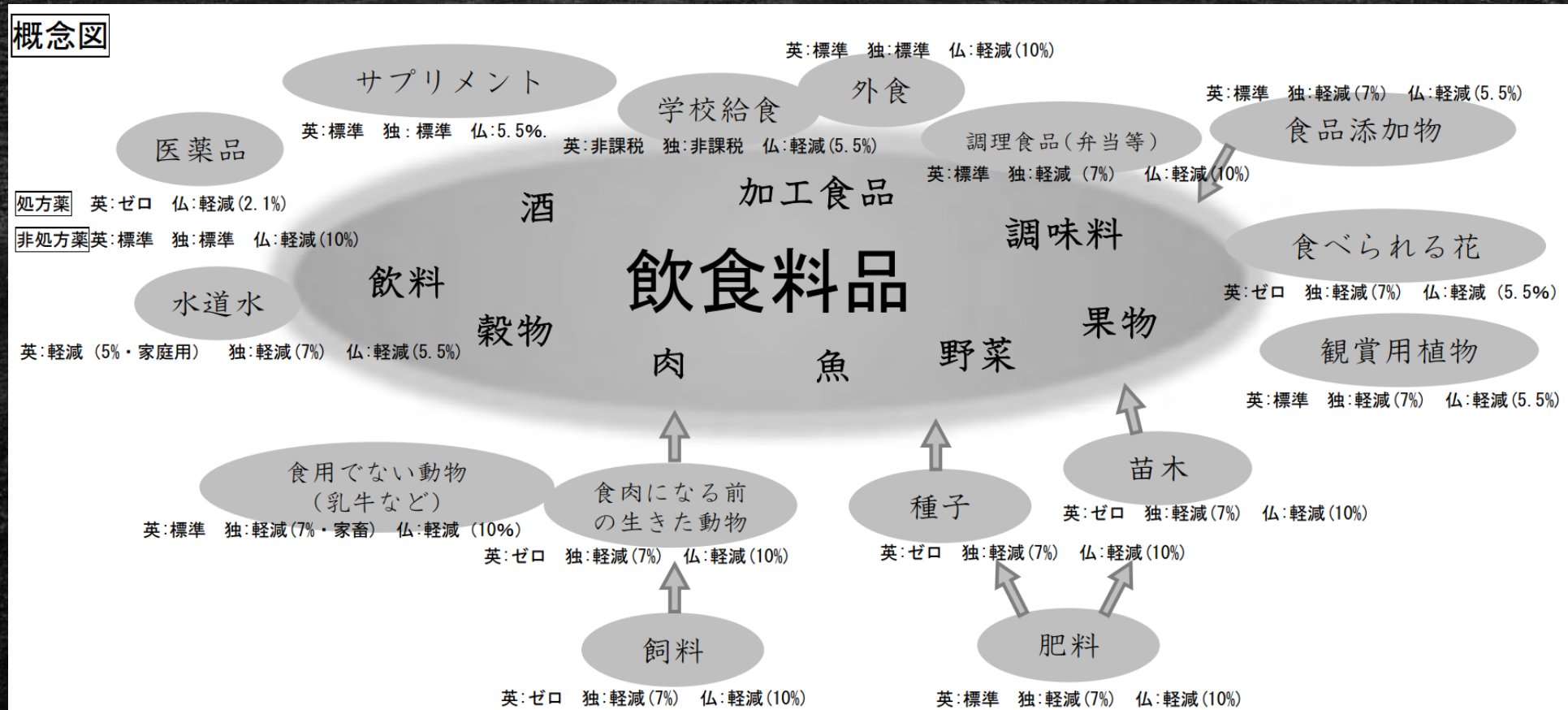


軽減税率導入の背景（2）



イメージ：[自民党Webページ](#)

軽減税率導入の背景 (3)



軽減税率導入の背景（４）

視点	「酒類を除く飲食料品」 を対象とする場合	「生鮮食品」 を対象とする場合	「精米」 を対象とする場合
視点1 低所得者への配慮（「逆進性の緩和」）として有効であること。	△	△	×
視点2 消費者が痛税感の緩和を実感できること	○	△	×
視点3 消費者にとって、分かりやすく、納得できること	○	×	×
視点4 対象品目の判断や区分経理などの実務運用が容易で、納税義務者たる事業者の事務負担が小さいこと	×	×	△
視点5 代替性のある品目の税率を同一にするなど経済活動への歪みが生じないこと	○	×	×
視点6 社会保障の充実・安定を確実に実施できるよう、安定財源が手当てできること	×	△	○
視点7 消費税制度への信頼を維持するため、対象品目について、場当たりに決定されたり、なし崩し的に拡大されないこと	△	×	×

イメージ：[自民党Webページ](#)

2020/10/24

軽減税率導入の背景（5）

視点	「酒類を除く飲食料品」 を対象とする場合	「生鮮食品」を対象とする場合	「精米」を対象とする場合
視点1 低所得者への配慮（「逆進性の緩和」）として有効であること。	<p style="text-align: center;">△</p> <p>➢ 3案の中では逆進性の緩和、低所得者への効果は最も大きい。 ※以下では、税率軽減幅を2%と仮定（逆進性の緩和）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第I分位世帯の消費税負担割合 6.85%⇒6.37%（▲0.48%） ・第V分位世帯の消費税負担割合 3.40%⇒3.22%（▲0.18%） <p>⇒第I分位世帯と第V分位世帯の消費税負担割合の差は0.30%縮小。</p> <p>（第I分位世帯の年間消費税負担額） 12万632円⇒11万2,162円 （▲8,470円）</p> <p>➢ 3案の中では高所得者に及ぶ効果が最も大きい。 （第V分位世帯の年間消費税負担額） 36万6,509円⇒34万6,759円 （▲19,750円）</p>	<p style="text-align: center;">△</p> <p>➢ 3案の中では逆進性の緩和、低所得者への効果は中位。 ※以下では、税率軽減幅を2%と仮定（逆進性の緩和）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第I分位世帯の消費税負担割合 6.85%⇒6.72%（▲0.13%） ・第V分位世帯の消費税負担割合 3.40%⇒3.36%（▲0.04%） <p>⇒第I分位世帯と第V分位世帯の消費税負担割合の差は0.09%縮小。</p> <p>（第I分位世帯の年間消費税負担額） 12万632円⇒11万8,306円 （▲2,325円）</p> <p>➢ 3案の中では高所得者に及ぶ効果は中位。 （第V分位世帯の年間消費税負担額） 36万6,509円⇒36万1,572円 （▲4,938円）</p>	<p style="text-align: center;">×</p> <p>・ 3案の中では逆進性の緩和、低所得者への効果は小さい。 ※以下では、税率軽減幅を2%と仮定（逆進性の緩和）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第I分位世帯の消費税負担割合 6.854%⇒6.838%（▲0.016%） ・第V分位世帯の消費税負担割合 3.403%⇒3.398%（▲0.005%） <p>⇒第I分位世帯と第V分位世帯の消費税負担割合の差は0.011%縮小。</p> <p>（第I分位世帯の年間消費税負担額） 12万632円⇒12万342円 （▲290円）</p> <p>➢ 3案の中では高所得者に及ぶ効果は小さい。 （第V分位世帯の年間消費税負担額） 36万6,509円⇒36万5,992円 （▲517円）</p>

軽減税率導入の背景（6）

視点	「酒類を除く飲食品」を対象とする場合	「生鮮食品」を対象とする場合	「精米」を対象とする場合
視点2 消費者が痛税感の緩和を実感できること	○ ▶ 飲食品の購入頻度は、他の品目に比べて格段に高く、日々の生活の中で税負担の軽減を実感しうる。 ・飲食品：2,114回/世帯・年 ・その他の消費支出：116回/世帯・年 ・家具・家事用品：114回/世帯・年 ・教養娯楽：114回/世帯・年 ▶ 価格の季節変動や、夕方のセールなどによって、軽減税率による負担軽減額よりも大きな値動きが生じる。	△ ▶ 生鮮野菜は飲食品の中で最も購入頻度が高く、日々の生活の中で税負担の軽減を実感する機会が多い。 ・生鮮野菜：361回/世帯・年 ・生鮮肉：100回/世帯・年 ・精米：8回/世帯・年 ▶ 加工食品の中にも購入頻度の高いものがある。 ・調理食品：256回/世帯・年 ・油脂・調味料：122回/世帯・年 ・パン：117回/世帯・年 ▶ 価格の季節変動や、夕方のセールなどによって、軽減税率による負担軽減額よりも大きな値動きが生じる。	× ▶ 購入頻度は月1回よりも少なく、税負担の軽減を実感できる機会は少ない。 ・精米：8回/世帯・年 ▶ 年ごとの価格変動などによって、軽減税率による負担軽減額よりも大きな値動きが生じる。
<軽減税率による価格引下げ幅>：1%の場合：約-0.9%（1/110） 2%の場合：約-1.8%（2/110） （注）税率軽減分がそのまま価格に反映されると仮定。実際には、事業者における軽減税率への対応に伴うコストの増加や価格戦略の中で、税込価格の低下につながらない可能性あり。			
<主な飲食品の過去3年間における最高価格と最低価格の平均価格からの乖離率>			
豆腐：-4.8%～+8.8% 弁当：-1.3%～+2.8% ソーセイジ：-3.6%～+5.4% 生中華めん：-6.4%～+5.6% かまぼこ：-11.0%～+24.3% 野菜ジュース：-2.2%～+3.0% 牛乳：-2.4%～+3.4% 食パン：-4.9%～+4.9%		トマト：-21.9%～+29.3% レタス：-41.4%～+93.3% まぐろ：-8.4%～+7.7% さんま：-22.6%～+87.0% 豚肉：-2.2%～+2.2% りんご：-20.9%～+43.4% 鶏卵：-8.0%～+20.1% 精米：-7.3%～+4.5%	

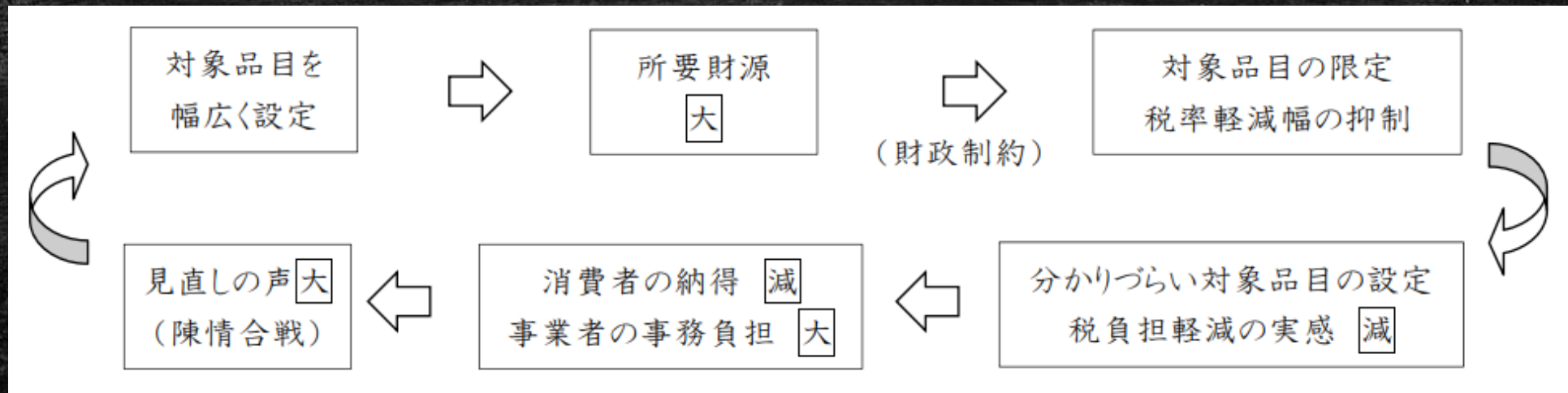
イメージ：[自民党Webページ](#)

2020/10/24

軽減税率導入の背景（7）

視点	「酒類を除く飲食品」を対象とする場合	「生鮮食品」を対象とする場合	「精米」を対象とする場合
視点5 代替性のある品目の税率を同一にするなど経済活動への歪みが生じないこと	○ ➢ 対象品目が「酒類を除く飲食品」と幅広く、代替性のある品目の税率が相違する事例は限定的と考えられる。	× ➢ 牛挽肉・豚挽肉と合挽肉といった類似の品目間、米とパン・うどんなど代替性のある品目間で異なる税率が適用され、歪みが生じる事例が多数。	× ➢ 主食的食料品であるパンやめん類などは標準税率となり、代替性のある品目間での歪みが生じる。
視点6 社会保障の充実・安定を確実に実施できるよう、安定財源が手当てできること	× ➢ 税率軽減幅を1%とする場合は約6,600億円 税率軽減幅を2%とする場合は約1.3兆円 と大きな財源を必要とする。	△ ➢ 税率軽減幅を1%とする場合は約1,700億円 税率軽減幅を2%とする場合は約3,400億円 の財源を必要とする。	○ ➢ 税率軽減幅を1%とする場合は約200億円 税率軽減幅を2%とする場合は約400億円 の財源を必要とする。
視点7 消費税制度への信頼を維持するため、対象品目について、場当たりに決定されたり、なし崩し的に拡大されないこと	△ ➢ 対象品目を「酒類を除く飲食品」と広く設定しているため、対象外となる代替性のある飲食品を対象とするよう求められる事例は限定的と考えられる。	× ➢ 対象品目の線引きが分かりにくく、かつ代替性のある食料品間で異なる取扱いとなる事例が多数生じることから、対象品目を拡大するよう求める声が大きくなるものと考えられる。	× ➢ 対象品目の範囲が極端に狭く、かつ代替性のある食料品間で異なる取扱いとなる事例が生じることから、対象品目を拡大するよう求める声が大きくなるものと考えられる。

軽減税率の問題点



イメージ：[自民党Webページ](#)

消費税は誰が負担するのか？（再論）

増税前の状況

	原材料製造	完成品製造	卸売	小売
税抜価格	¥20,000	¥50,000	¥70,000	¥100,000
税込価格	¥22,000	¥55,000	¥77,000	¥110,000
利益等	¥20,000	¥30,000	¥20,000	¥30,000
仕入れ	¥0	¥22,000	¥55,000	¥77,000
仕入 税額控除	¥0	¥2,000	¥5,000	¥7,000
税額	¥2,000	¥3,000	¥2,000	¥3,000
課税後利益	¥20,000	¥30,000	¥20,000	¥30,000

付加価値税の税率は10パーセント

増税後の状況

	原材料製造	完成品製造	卸売	小売
税抜価格	¥18,333	¥45,833	¥64,167	¥91,667
税込価格	¥22,000	¥55,000	¥77,000	¥110,000
利益等	¥18,333	¥27,500	¥18,333	¥27,500
仕入れ	¥0	¥22,000	¥55,000	¥77,000
仕入 税額控除	¥0	¥3,667	¥9,167	¥12,833
税額	¥3,667	¥5,500	¥3,667	¥5,500
課税後利益	¥18,333	¥27,500	¥18,333	¥27,500

付加価値税の税率は20パーセント

値下げにより
税込価格を維持

利益や給与など
がその分減少

消費税の転嫁は
生じている！

消費税転嫁対策特別措置法による禁止行為

1. 消費税の転嫁拒否等の行為

- ① 減額、買ったたき
 - 商品又は役務の対価の額を事後的に減額することにより、消費税の転嫁を拒否すること
 - 商品又は役務の対価の額を通常支払われる対価に比べて低く定めることにより、消費税の転嫁を拒否すること
- ② 商品購入、役務利用又は利益提供の要請
 - 消費税の転嫁に応じることと引換えに商品を購入させ、又は役務を利用させること
 - 消費税の転嫁に応じることと引換えに金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること
- ③ 本体価格での交渉の拒否・商品又は役務の対価に係る交渉において本体価格（消費税を含まない価格）を用いる旨の申出を拒むこと

2. 報復行為

特定供給事業者が公正取引委員会等に転嫁拒否等の行為に該当する事実を知らせたことを理由として、取引の数量を減じ、取引を停止し、その他不利益な取扱いをすること

禁止される買ったたきの例

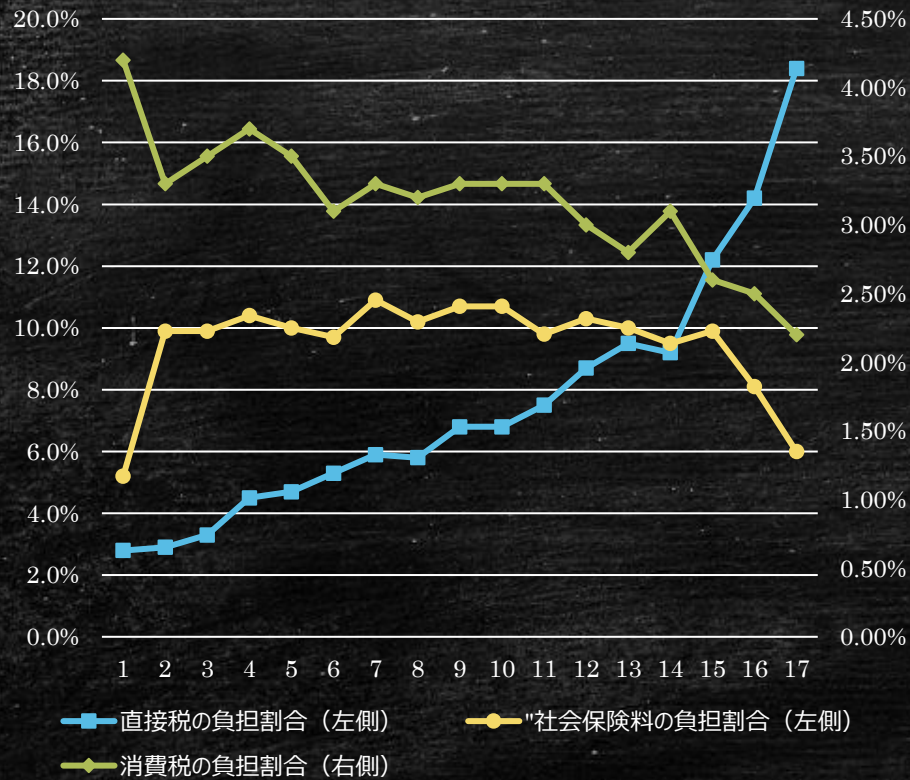
- 対価を一律に一定比率で引き下げて、消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定める場合
- 原材料費の低減等の状況の変化がない中で、消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定める場合
- 安売りセールを実施することを理由に、大量発注などによる特定供給事業者のコスト削減効果などの合理的理由がないにもかかわらず、取引先に対して値引きを要求し、消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定める場合
- 消費税の免税事業者である取引先に対し、免税事業者であることを理由に、消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定める場合
- 消費税率が2段階で引き上げられることから、2回目の引上げ時に消費税率引上げ分の全てを受け入れることとし、1回目の引上げ時においては、消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定める場合
- 商品の量目を減らし、対価を消費税率引上げ前のまま据え置いて定めたが、その対価の額が量目を減らしたことによるコスト削減効果を反映した額よりも低い場合

消費税の転嫁を阻害する表示を是正する特別措置

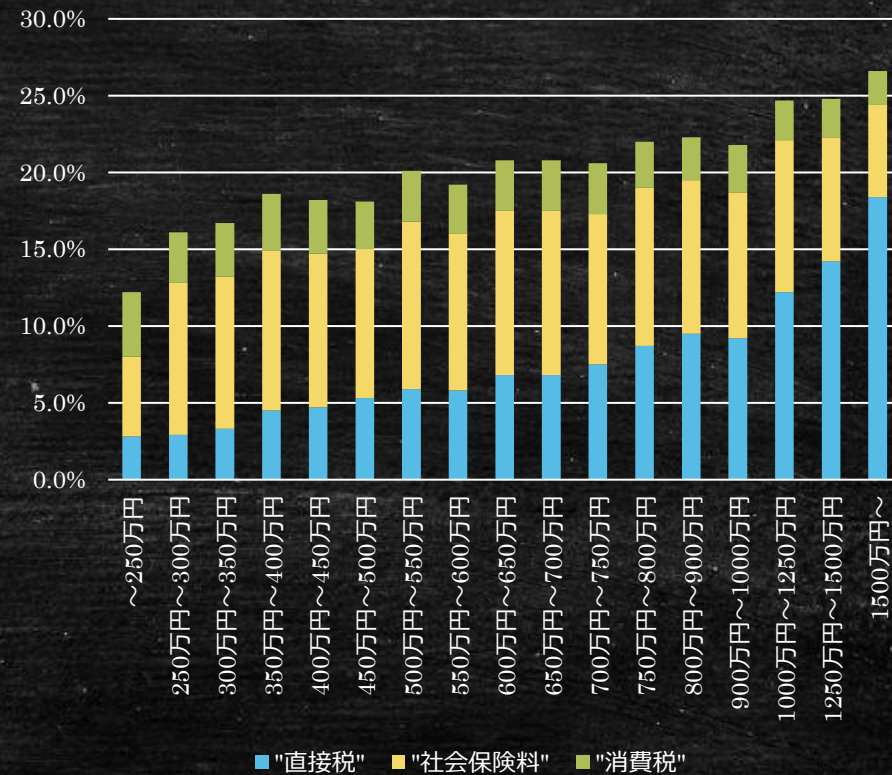
1. 取引の相手方に消費税を転嫁していない旨の表示の禁止
 - 「消費税は転嫁しません。」
 - 「消費税は転嫁していないので、価格が安くなっています。」
2. 取引の相手方が負担すべき消費税を対価の額から減ずる旨の表示であって消費税との関連を明示しているものの禁止
 - 「消費税率上昇分値引きします。」
 - 「消費税率の引上げ分をレジにて値引きします。」
3. 2に準ずる、消費税に関連して取引の相手方に経済上の利益を提供する旨の表示の禁止
 - 「消費税相当分、次回の購入に利用できるポイントを付与します。」

消費税の逆進性

収入に占める負担の割合



収入に占める負担の割合



(注) いずれも2009年における有業者1人の4人家族世帯を対象
 デイバートで学ぶ税金入門

(出所) 永濱 (2010)